

第十六回国 参議院大蔵委員会會議録第十七号

公 職 会

昭和二十八年七月十日(金曜日)午後一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 西川甚五郎君 小林 政夫君 菊川 孝夫君 森下 政一君

委員

青柳 秀夫君 木内 四郎君 藤野 繁雄君 山本 米治君 土田國太郎君 前田 久吉君 三木與吉郎君 平林 太一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君 常任委員 小田 正義君 常任委員 会専門員 会専門員 会専門員

公 述 人

一橋大学教授 木村 元一君 日本租税研究 協会常任理事 金子佐一郎君 日本財務職員 労働組合連合会 中央執行委員長 熊谷豊四郎君

本日の會議に付した事件 ○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○相続税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○富徴税法を廃止する法律案 (内閣送付)

○有価証券取引税法案 (内閣送付)

○揮発油税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○資産再評価法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○特別減税国債法案 (内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会の税制改正に関する公職会を開きます。

公述人といまして一橋大学教授木村元一君、日本租税研究協会常任理事金子佐一郎君、日本財務職員労働組合連合会中央執行委員長熊谷豊四郎君、三君がお見えになつております。公述人のかたには非常に御多用のところお繰合せ御出席下さいまして有難うございました。時間の都合上、大体一人三十分程度を目標にお述べ願いたいと思ひます。

先ず最初に一橋大学教授の木村先生にお願ひをいたします。

○公述人(木村元一君) どんな租税制度でも資本の蓄積と、それから負担の公平、この二つの要求が非常に調和がむずかしいものであります。最近の租税法の上では、能力に応じて課税をすることが公平であると一応言われております。ところが能力を測定した

します段になりますと、結局地代とかり子とか、利潤等の所得を得ます高額の所得者にかけざるを得ないのであります。ところが同じ資本蓄積の原則という観点からいいますと、そういう高額所得者の蓄積が資本の蓄積に廻る、従つてこれに課税することはいけないという結果になります。ます、二つの原則の調和ということが非常にむずかしいことになるわけであり、そのほかに我が国において最近特に重要視されます資本の蓄積という観点を税法に活かします場合、今申しました二つの根本的な対立以外に、もう一つ二つ考慮に入れなければならぬ問題が生じて来ております。それは国家の経費が非常に多くなり、国民経済との関係が密接になつて参ります。景気の進行を財政のほうで担当して行く。例えば非常に不景気の時には企業にかかります税金のほうは免除しなければなりません、貯蓄に向う高所得者に対しては、成るべく大きな税金をかけたほうがよい。従来の資本蓄積の擁護という観点からいいますと、若干食い違つた見解も出て来るのであります。更に第二の点といつたしまして、最近の資本蓄積のやり方が、単に従来の民間の蓄積を促進するという以外に、国家の手でもつて蓄積を促進するという考え方がかなり強くなつて参つております。それから従来の民間の資本蓄積を促進する場合にいたしましても、考え

ます。一つは分配されました国民所得のうち、家計を通じて、一旦家計に入つたものから蓄積をさせて、或いは蓄積を進行させ、これを金融機関が預つて、預つた金融機関から投資させるといふ行き方と、それからもう一つは企業の内留保というものを尊重して、これを擁護して行くという行き方と、政府が担当する場合、それから民間が担当する場合、民間が担当する場合に直接企業の留保を擁護するといふ行き方と、それから金融機関を通じて間接に資本の蓄積、資本の形成を図るという行き方があります。従つて我が

国の現下の問題であります資本蓄積の擁護を図ります税制を作ります上に、どの方法を主として考えるべきかという点が最初に重要な問題となるのではないかと、このように考えるのであります。少し話が前に、昔のことに戻りますが、現行の税制は、シャープさんが参られて、シャープさんの勧告に従つて相当大幅に改正せられました。そのシャープ税制で資本の蓄積と公平な課税という二つに對して、どの程度の考慮を払つておつたか、その極くあらましを、もう皆さん御承知かと思ひますが、考え方の違いを明らかにするために、つと申述べさせていただきます。

シャープ税制におきましては、先ほど申しました資本蓄積の行き方の中で、家計を通じて自発的な貯蓄を擁護して行く。これを銀行が預つて銀行の観点から適切な企業に投下して行く

ということを主体に考えておるようにならざるを得ない。勿論、他方におきましては、企業資本の資本構成の是正を図る。それから企業負担の軽減を図るといふこともかなり考えられておりましたけれども、併しむしろ家計に入りました所得を擁護して、累進税率を例へば五五%に止めて、一般の投資家を擁護する。それから政府の干渉を成るべく排して税制面から資本関係を阻害し、歪曲させるようなことは成るべくやめようという趣旨を強調いたしました。今までもありました流通税系統の租税並びに消費税に非常に大きな金を振りまして大部分これを廃止して、結局酒税とたばこの税金、この二つを残す程度にとめようとしたのであります。そういう趣旨に基きまして、法人企業は自分の社内の蓄積を殖やして、配当を減らして資本の蓄積を図るという趣旨を、むしろそれに対して反感を持つくらいにいはじめたのであります。社内留保の分に対してまで二%の課税、これは当然納付すべきものを留保の形で残しておくのだから延納になる、税金の延納になるという趣旨を述べまして、二%の課税まで要求しておつたのであります。これの事実と理論とどちらが正しいかは別の問題といつたしまして、シャープ税制におきまして附加価値税が地方税の事業税に代つて置かれることになりましたけれども、これもシャープの考えで行きますという、企業に優劣があつて、これに比例的な附加価値税をかけます

という趣旨を述べたのであります。この趣旨を述べたのであります。二%の課税まで要求しておつたのであります。これの事実と理論とどちらが正しいかは別の問題といつたしまして、シャープ税制におきまして附加価値税が地方税の事業税に代つて置かれることになりましたけれども、これもシャープの考えで行きますという、企業に優劣があつて、これに比例的な附加価値税をかけます

という趣旨を述べたのであります。この趣旨を述べたのであります。二%の課税まで要求しておつたのであります。これの事実と理論とどちらが正しいかは別の問題といつたしまして、シャープ税制におきまして附加価値税が地方税の事業税に代つて置かれることになりましたけれども、これもシャープの考えで行きますという、企業に優劣があつて、これに比例的な附加価値税をかけます

ると、劣等の企業はむしろ産業の合理化を圖つてその租税に耐えて行こうとする傾向を持つたろう。従つて新らしい機械なども附加価値税が加わることによつて、却つて促進されるのじやないかというふうなことをシヤウブは考へておつたのであります。併しながら今申しました資本蓄積のための要請と並んで、シヤウブの考え方の中に、先ほど述べました能力に応じて課税をするという原則、これを活かそうとして努力した面もありました。この二つの原則、蓄積と公平の二つの原則をいろいろな形で調和させようとして努力しておつたのであります。シヤウブ税制において、先ほど言つたように、最高税率を五五%にとどめましてたけれども、その代りといつたしまして富裕税を作りまして、この富裕税につきまして、シヤウブ勸告はこういうことを言つてゐる。五百万円超の財産に〇・五%くらいの税金、最高がこれが三%までであります。〇・五%の税金をかけるという、個人がその財産を死蔵して、ただ持つてゐるよりもそれを有益に使用しようとするであろう。こういうことを述べまして富裕税の設置を理由付けておつたのであります。更にシヤウブ税制において、特徴のあることは、所得を厳密に総合課税をするという点でありました。これについては後ほど又述べますが、繰返すようになりまますけれども、シヤウブ税制では、高額の所得者の自発的な貯蓄意欲を促進する。そしてその人たちが銀行へ預けるなり、或いは株式へ間接に投資する。銀行に預ける代りに株式を買う。そういう方向で資本の蓄積を圖ろうとしておつたことがわかるので、国家の投資や

企業利潤の留保、自己投資という線は殆んど否定せられて来ておつたのであります。私どもの経済学のほうで申しますと、いわば正統な資本蓄積、自由主義的な、正統な、正統派の資本蓄積の考え方がシヤウブには非常に強かつたのであります。勿論この線が完全にシヤウブの場合実現せられておつたというところはできません。殊に地方税を非常に重要視いたしまして、かなり高額の住民税であるとか、固定資産税であるとか、或いは先ほどの附加価値税などを設けておられますので、必ずしも完全によく調和した税制であつたというところは私も申上げることはできないのですが、とにかく考え方としてはそういう線強く出しておつたのであります。ところがシヤウブ税制が実際に動き出し始めますと、日本の税務行政上の問題、或いは資本主義の発達之余り高度でないというふうな理由その他によりまして、実施当時からいろいろ修正が加えられた。シヤウブさんも二度目にこちらへ来られました。業界や日本の税務当局の考えを入れてかなり譲歩して行つたのであります。このシヤウブ税制の譲歩と申しますか、シヤウブが初めに考へておつたところをだん／＼譲歩して行つた。その譲歩の事情というものが、実は今回ここに提案になつております。いろいろな租税の改革の前触れのような意味を持つておつた。従つて今回の改正は、日本の現状からする非常に強い要求を裏に持つておるといふことが言われるのであります。

少し細かなことになりませんが、附加価値税が先ず実施を見ないで、ずつと今日まで延ばされておられます。ついででございますが、附加価値税は私どもの方の考えかたから申しますと、大體大企業に不利でございます。併しこれもこの課税方式についていろいろ実施上の問題がありまして、今日まで延期されておられます。それからシヤウブ勸告は無記名預金制度の廃止を主張してございまして、これは総合課税の趣旨から来るのであります。併しこれはもうすでにその廃止を見送つておられて、現在盛んに無記名預金が使われておる。それからシヤウブ税制がございまして、その翌年には、預貯金に対する源泉徴収課税がもうすでに復活して参りました。但しこの際、源泉徴収のときには五〇%という税率でございましてたけれども、これが復活して参りました。それから株式の名義書換の強制、これもシヤウブが非常に強く主張しておつたのであります。が、株式市場関係だと企業界の代表者のほうからこれに対する強い反対がございまして、これも見送つてしまいました。そのために株式の譲渡所得の把握、それを一般所得と総合して課税するといふ方式がすでに崩れて参つたのでございまして。他方におきまして、この所得税の補完税として創設せられた富徴税、これが僅か税収十一億円程度しか挙げられませんが、なお一層徴税方式を改善するなり、記録の保存などにも少し努力を払つたならば、この税金は将来非常な意義を持ち得るんじゃないかと私の方も思つておつたのであります。反対に廃止論の声を絶えず出ておりました。他方におきましてシヤウブ税制では考へられておらなかつた資本蓄積のための要求が

出て参りました。今日までにかなりそれが実現せられて来ておるのであります。シヤウブの考え方から言いますと、企業の内留保は余り許さないうといふ建前でありまして、それから業種ごととに企業が優劣を判定いたしまして、或る企業には租税を減免し、或る企業には減免しないというふうな干渉をする。シヤウブ税制はむしろ排除しようとしておつたのであります。間もなく一九五一年、一昨年度になりまして特別償却制度というものが設けられました。新しい指定した機械については三カ年間の償却率を五〇%高めます。これは全企業に共通の措置であります。が、産業合理化促進法に基づきまして、国家が重要なと認めます特殊な企業三十一種の企業につきまして、機械の取得時又は次年度に五〇%の償却を認めるといふようなことを実行いたしました。そのほか減価償却や貸倒準備金、特別修繕費引当、退職手当引当、価格変動準備、湯水準備等の規定も殆んど実施せられまして、それから無税の預金の範囲などもかなり拡張せられて来たのでございまして。併しこれらの減税措置、資本蓄積のための減税措置ではまだ不十分だといふ声が強うございまして、その後経済界の事情が、朝鮮動乱の終結の予想とか、世界的な物価の低落の傾向などに刺激せられまして、租税の減免を要求する声が非常に高まつて参りました。少し旧聞に属しますが、昨年の十一月でございまして、経済同友会から資本蓄積促進法を作れといふような案が発表せられました。それにはかなり明確に企業界の意向が反映しておりました。それ

は国民所得の増大が根本であるが、更に金利問題や資本市場の育成等いろいろの問題もある。併し企業は自己資本の充実に限定してその対策を検討することが重要である。企業財政に対する最大の圧迫は租税による蓄積の収奪であるから、その対策の重点はおのずから税制面に向けられるを得ない。こういうふうな前置きをいたしまして、企業資産の充実、それから資本構成の是正、増資を容易にする措置その他に關しては租税研究協会のそれ／＼の部会など、或いは通産省の税制改革案など大體傾向を同じくしておるのであります。で、これらの要求が全部とは言えませんけれども、かなり強く反映せられて来た。今回ここに提案されるような幾多の租税改革の法案となつて現われて来たように私どもは見えておるのであります。勿論経済同友会の案では、五百五十億くらいまで減税を要求しておつたのでありますから、今回の税制改革がそれらすべて受け入れたと申すのではございませぬ。併し重要なことは、シヤウブ構想の本質的な要素でありました当時の改革が非常に大幅に崩されて来たといふことでもあります。先ず今回の税制改革は富裕税の廃止を規定しようとしておられます。それから他方では流通税及び消費税の復活乃至は引上が非常に行われておられます。後に数字をちよつと申上げますが、直接税中心主義はこのために非常な危機を言いますか、ひびが入るような状況になつて来ておるのであります。但しその富裕税の廃止に關連して、今まで

五五%にとどめておりました所得税の税率を、五百万円超の部分について六五%まで引上げるといふ計画になつておるのでありますが、昭和二十七年年度におきます五百万円超の所得者といふものは日本全国で約二千人程度でございまして、所得額も八十五億ばかりでございまして、実収の上ではそれほど増額になつておらないのであります。それから総合課税を要求したシャウプ案と今回は非常に離れまして、有価証券の譲渡所得はこれを所得税の中に入れておきたいことに、ここに提案されておるわけでありまして、それから山林所得その他の譲渡所得に對しては、それ／＼個別に控除をいたしまして、総合課税の趣旨を緩和しようとしておるのであります。有価証券の譲渡所得を課税外に置く代償といたしまして、昔ございました有価証券移転税が名前を変えて今回提案になつておられます。それから預貯金利子に對する源泉選択税率が先ほど五〇%と申しましたが、これを今回の改正では四〇%に引下げようといふことも提案されておられます。かなりこれもシャウプの考え方から離れた結果になつておるのであります。先日頂きましたこの改正要綱の数字を拝見いたしますと、今申しました／＼な減税、それから逆に間接税関係の増税によりまして、直接税関係は二百一億円の減税になつておりますが、間接税はたばこの益金まで含めますといふと四百九十三億、約五百億円の増加になつておるのであります。そこではかにも今回の税制改革については要望がございまして、たくさん改革がされる予定でございまして、それはここに省略させて頂

きまして、最後にこういう減税の要求が、特に資本蓄積のための減税要求が正当であるかどうかについて私の判断、というよりまあ判断の材料といふものを若干ここに申上げたいと思つてございまして。

私は租税原則の立場から申しまして、直接税がだん／＼減つて来るということ、間接税が増加するということが、一般論としてはどうしても退歩であると考えなければならぬ、かように思ふのであります。更に直接税の中で能力に依つて公平にかけるといふ趣旨と、それから資本蓄積のために特に減税を考へるといふ考へ方、これの調和をどこに求めるか、むずかしい問題でございまして、今回の特に所得税の改正について考へてみますと、かなり所得税は税法の上では減税になつておるのでございまして、併し御承知のやうに所得税には源泉課税の分と申告納税の分とがございまして、この割合が年々源泉分に苛酷になつて参りまして、申告分の税収予定額はだん／＼減つておられます。古い話であります、五年ほど前には源泉で徴収しますと給与所得の所得税が三十二くらい、申告分が五十九、それに法人税が九という程度の割合であつたのであります、それが今回では逆に申告分がだんだん減つて参りまして、源泉徴収分が非常に増へておる。大分時間が参りましたので簡単に申し上げますが、源泉分は所得額の九五%を税務署のほうで捕捉できるという計算でございまして、申告分は大体九・二%だといふ報告が出ておられます。これに反しまして申告分のほうは営業関係の所得税捕捉率は七七%くらい、農業が九二%、そ

の他が平均して約八割程度を捕捉いたしまして、所得額に對して約一割、一〇・四%を徴収するといふ数字になつておるのであります。これを戦前の一九三四年から三六年頃の数字を調べて比較いたしますと、当時におきましては丁度現在源泉分を納めておるような人たちは全然その当時は所得税から排除せられておつたといふことは、所得税を納めないで済んでおつた。そういう階層が逆に最近ではだんだんたゞさんの税金を納めさせられるやうになつて来ておる。最近では若干その傾向が鈍つたかも知れませんが、一時個人営業主が非常にたくさん法人企業に転換いたしました。これなどは申告納税と源泉納税の差が烈しいので、税金の納めに法人に組織をせよといふことが一つの大きな原因になつたように思われるのであります。こういう点を考慮に入れますと、今回の税制改革が、税法の上ではそれ／＼かかなりの減税となつておりますけれども、減税の要求のうちどちらが、即ち企業方面の要求と、それから一般の生活水準を高めたい能力に應ずるといふ原則から来る要求と、どちらがよりよく考慮されておるかと思ふと、どうも私の今の考へでは、法人関係、高額所得関係に強い考慮が払われ、勤労所得層に對する考慮が比較的薄いのではないかと、こういうふうな考へられるのであります。

最後に資本蓄積のための減税ということが最近の標語のやうになつておりますけれども、一体何に蓄積するののか、どういふ形の資本の形成を促進するののかといふことに對しましては、余り問題が意識されていらないやうな感じ

がするのであります、一体独占的な企業が自己資本を流用するといふ場合には、国民経済全体から見ると間違つた方面に誤つた投資をするといふ危険があるといふことは経済学の教へておるところであります。最近の利潤の社内留保に對する相当大きな優遇といふものは、その危険を或いは助長することになりはしないか、そういう心配が一つあるのであります。しばしば西ドイツその他の国におきまして、輸出であるとか、重要産業に對して減税措置が講ぜられ、これを日本の税制の上にも反映しなければならぬといふ声も聞かれますが、ただその場合に注意しなければいけないのは、ドイツにおきましては、単に減税措置だけが行われておるのではございませぬで、重要物資については相當な配給の統制をやる、価格の統制もやる、或いは労使協調制度を採用する。いろいろ政府の統制を混えての効果を挙げているのであります。その点を無視して、税制の改革、社内留保の優遇をその点だけに求めるのは、若干片手落ちの考へ方ではないかと、こんなふうには思ふのであります。今後ますます取りやすいところから税金を取るといふ形になつて行くといふことは、或る意味では日本の実情に合つておりますが、そのほうが合つておりますが、真の経済の基礎を強めて行くといふ目的からいふと、殊にこれは税制の面とは若干離れますけれども、一般に財政の規模が国民所得よりも非常に大きくなって、どうもデフレだとか言ひながら、財界一般又国民一般が財政によるインフレーションを絶えず考慮に入れる、期待し

ておるといふ傾向が強く現われております。これらの点を含めて、日本の経済界を本當に再建するためには、消費税を増徴し、下層の給与所得者に強く當るやうな税制にだん／＼持つて行くといふことは本来の目的に反するのではないか、このように考へるのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 質問のあるかたは御発言を願います。

○菊川孝夫君 木村さんに一点だけ……先ほどのお話のうちで、附加価値税は大企業に不利であつて、中小企業にとつてはむしろ有利である、こういうお話でございましたが。

○公述人(木村元一君) そうです。

○菊川孝夫君 そうすると附加価値税を設けるについては、いずれも両方、中小企業のほうも反対だ、大企業のほうも反対だといふので、これは見送らうと言つて、一年延ばして延ばして来たのでございまして、その点の理解が十分中小企業のほうにいつていないのではないかと思ふので、有利不利の点について、もう少し御説明願ひたいと思つてございまして。

○公述人(木村元一君) 附加価値税方式でみますといふと、大企業のほうが實質的には負担が多くなるといふことは計算の上で明らかなんです。ところが中小企業関係の商工会議所あたりの御意見を伺いますといふと、地方団体が税金を取るといふと、どうも高くていいから、事業税の形で、国税の附加税でございませぬけれども、国税に準じて取つてもらはうほうが安全だ、要するに變化が来て、課税基準や何かが變ることによつて、個々の企業

がするのでありまして、一体独占的な企業が自己資本を流用するといふ場合には、国民経済全体から見ると間違つた方面に誤つた投資をするといふ危険があるといふことは経済学の教へておるところであります。最近の利潤の社内留保に對する相当大きな優遇といふものは、その危険を或いは助長することになりはしないか、そういう心配が一つあるのであります。しばしば西ドイツその他の国におきまして、輸出であるとか、重要産業に對して減税措置が講ぜられ、これを日本の税制の上にも反映しなければならぬといふ声も聞かれますが、ただその場合に注意しなければいけないのは、ドイツにおきましては、単に減税措置だけが行われておるのではございませぬで、重要物資については相當な配給の統制をやる、価格の統制もやる、或いは労使協調制度を採用する。いろいろ政府の統制を混えての効果を挙げているのであります。その点を無視して、税制の改革、社内留保の優遇をその点だけに求めるのは、若干片手落ちの考へ方ではないかと、こんなふうには思ふのであります。今後ますます取りやすいところから税金を取るといふ形になつて行くといふことは、或る意味では日本の実情に合つておりますが、そのほうが合つておりますが、真の経済の基礎を強めて行くといふ目的からいふと、殊にこれは税制の面とは若干離れますけれども、一般に財政の規模が国民所得よりも非常に大きくなって、どうもデフレだとか言ひながら、財界一般又国民一般が財政によるインフレーションを絶えず考慮に入れる、期待し

ておるといふ傾向が強く現われております。これらの点を含めて、日本の経済界を本當に再建するためには、消費税を増徴し、下層の給与所得者に強く當るやうな税制にだん／＼持つて行くといふことは本来の目的に反するのではないか、このように考へるのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 質問のあるかたは御発言を願います。

○菊川孝夫君 木村さんに一点だけ……先ほどのお話のうちで、附加価値税は大企業に不利であつて、中小企業にとつてはむしろ有利である、こういうお話でございましたが。

○公述人(木村元一君) そうです。

○菊川孝夫君 そうすると附加価値税を設けるについては、いずれも両方、中小企業のほうも反対だ、大企業のほうも反対だといふので、これは見送らうと言つて、一年延ばして延ばして来たのでございまして、その点の理解が十分中小企業のほうにいつていないのではないかと思ふので、有利不利の点について、もう少し御説明願ひたいと思つてございまして。

○公述人(木村元一君) 附加価値税方式でみますといふと、大企業のほうが實質的には負担が多くなるといふことは計算の上で明らかなんです。ところが中小企業関係の商工会議所あたりの御意見を伺いますといふと、地方団体が税金を取るといふと、どうも高くていいから、事業税の形で、国税の附加税でございませぬけれども、国税に準じて取つてもらはうほうが安全だ、要するに變化が来て、課税基準や何かが變ることによつて、個々の企業

によつてはやはり殖えるのこともありま
し、減るのこともあります。危惧が相当
強いのでございます。少し投げやり
の気持ちで、どちらにしても取られるの
だから変えないほうがいいという意見
だということでございます。ですから
実際には附加価値税のほうが大企業に
不利でございます。徴税機構に対する
不満と言いますか、地方の徴税機構に
対する不満がそういう形になつて出て
おるといふふうに私は聞いておりま
す。

○土田國太郎君 ちよつと先生にお尋
ねいたしますが、附加価値税は今どこ
でやつておられるのでございませうか。
○公述人(木村元一君) 純粹の意味の
附加価値税はございませんですから結
局労賃税と、それから資本税、これを
合したようなもので、一つにしたもの
がございませぬが、労賃税の形で、ア
メリカのペイ・ロール・タックスなん
かが附加価値税の一つの部分を取つて
おるのであります。ただ加算方式を
とりますと、非常に何と言いますか、
營業稅的のもの乃至は取引高稅的もの
にやつて参りますから、シャツプ
の、初めの全部加算して行くというふ
うな控除方式を取れば、これは世界に
類例のない税金であるかと思ひます
が……。

○森下政一君 富裕税は今度廃止され
ることになつた。ところがこれを存置
して改革すればもつと所期の目的が達
成できるのじやないかと思ふのだがと
いうようなお言葉があつたのですが、
どうすればいいのですか。今非常に税
収が少い、だからこんなものはもう止
めちやつたほうがいいじやないかとい
うぐらゐの考え方がいいかと思ふの

ですが、ところが実際は徴収するほう
もそう綿密に調査をして徴収するなん
という熱意がないと私は見てるので
すが、これの改革、存置しておいたほ
うがいいと考へて、改革するとしたら
どういふ点を改革したらいいとお考へ
ですか。

○公述人(木村元一君) それは一般の
申告所得税の査定についても把握率七
〇%しかない、こういう徴税機構全体
の問題で特に富裕税についてどうい
う措置を講じたらいいかという問題は、
私も具体的には存じませんでございま
すが、併し国民所得統計その他から考
へまして、十一億円という税収はこれ
は少しおかしじやないか、国民の側
のほうでも納税意識が低いということ
もありましようし、今申しました税務
署のほうの立場も割合にルーズである
ということがあるかと思ひますけれ
ども、ただ折角今まで三年なり四年な
り記録が保存されておる、これをまが
りなりにでも存置しておけば、何かの
機会には大いに利用ができるのじやな
いか、税制の体系の上から言つても経
常財産税というものを一つ置いておく
ことは、所得税の補完税として非常に
私は進んでいゝ税制だと思ふのです。

○森下政一君 それからも一つ、こ
れは私の聞きそこないかも知れませ
んが、今度の改正で直接税は二百億
減、間接税はたばこの益金まで含め
ると五百億の増になる、こういうふう
におつしやつたのですが、その間接税
が増になるというのはどういふ点で
か。

○公述人(木村元一君) それはお酒の
税金が六十九億、砂糖の税金が九十一
億殖える、揮発油税が三十五億殖え

る、物品税が殖える、有価証券取引税
が今度殖える、これは新設でございま
す。それからたばこの税金が幾らでし
たか二百億ばかり殖える、これは全部
が昨年度の実収見込より殖えて来てお
るわけです。ですから直接税、間接税
の割合が非常に間接税に有利になつて
来ておる……。

○公述人(木村元一君) 学問的と言
うほどでございませぬけれども、要する
に名義書換の実行をやるということが
証券業者の現在の設備能力とか、事務

能力からできんというのがあるが、
名義書換をやることを反対した一つの理
由になつておるのでございませぬが、こ
れは私はアメリカの証券制度をよく知
りませぬのですが、あちらでは名義の
書換が機械的に非常に簡単にいくよう
になつておりました、一日、二日で書
換はすすむようなシステムがあるそ
うです。ですから若しそのシステムが
必要である。又そつちのほうまで持
て行くというのを考えれば追々改善
の道があつたのじやないかと思ふので
す。そこまでは行かんうちにとても取
れないし、そうしてこの株に投資する
人たちの気持ちを、非常に税金負担を嫌
がるというので元へ戻してしまつたの
でございませぬけれども、税務署のほう
も調査ということと同時に、書換事務
の勵行ができるかどうか、そのほうに
存じていると思ふのです。

○公述人(木村元一君) 無記名の……
認めないということにしたら、この点
については、どれくらいこれによつて
逃れているというふうに算定されま
すか。

○公述人(木村元一君) その調査はわ
かりませんです。

○公述人(木村元一君) これは相当無記名や、
それから投資信託、それからもう一つ
はあの特別定期預金と言ひますか、い
ろいろの名前をつけてやつておられ
る、あの特別定期預金、これもちよつ

と僕らから考へると行き過ぎですが、
まあ銀行預金を集めるための一つの手
段として認めるということ、大蔵省
は資本蓄積の一環だと言つて盛んに説
明を弁しておられますが、これも殆ん
ど皆割増金に対して税金をかけない
というところになつて、あれは全部今
殆んど割増金にしまつておるのじや
ないですか、こういうような点を非
常に優遇して置いて、今度は逆に所得
税に対する控除については優遇かたは
少いというふうには私は考へる。扶養家
族の控除であるとか、或いは勤勞控除
といつたものについては、どう考へて
も少いと思ふのですが、どう考へて
今御出席願ひまして、どの程度まで
今のこの無記名預金を許したりその
他の無記名を許するならば、こ
れと見合つたためにどの程度まで控除
の問題を、源泉徴収に対する控除を考
慮したならば、大体見合つようにな
るかということについて御検討され
おりましたらお伺ひしたいと思ひま
す。

○公述人(木村元一君) 無記名の……
認めないということにしたら、この点
については、どれくらいこれによつて
逃れているというふうに算定されま
すか。

○公述人(木村元一君) 先ほどちよつ
と申しましたが、申告所得税の基礎比
率が一方は營業の場合七〇%、源泉
の場合は九五%その差額を埋めるのに
勤勞所得控除というものが設けられて
おる、一割五分、今最高で三万円か
ら四万五千円に上げることになつてお
りますが、そのところで調節がつか
ないかどうかが問題なん
です。シャツプからの勧告では勤勞所得
控除なるものはやめろ、その代りに申

いような感じがいたすのでございませう。

特に強調したいのは、どうも申告納税というものが低調である。先ほどもお話がありました。源泉徴収が正しいものとするならば、それに応ずるだけの申告納税の結果が現われて来なければならぬのに、どうも申告納税がうまく行かない、これは何であるかと言え、やはり一つのむしろ徴税の面の、税務行政の面においても少し考えなければならぬ点があるのじやないか。それは差しおきまして、政府は青色申告制度というものを実施いたしました。これは帳面を、大抵規定に基きまして正しく記帳するということなのであります。従つてそれによつて計算された所得というものが、青色申告の規定によつて算出されたものであれば、これは政府のほうでも、大蔵省といたしまして十分尊重して、そうしてこれに基いていろいろとその所得を検討して行こう、こういうわけでございます。然るにその実施の結果はどうかであるかと申しますと、まだ納税者の一割しか青色申告をやつていない。それで而も又法人ということになれば、商法の規定で帳面を備え付けていなければならぬことは明らかであるのに、法人の青色申告の採用している者が六割しかない。これを見ましても帳面をつけていながら、正規な帳面、正しくその帳面をつけるということになると今のように誠に低調である。そうすると納税者の九割が仮に青色申告でないとするならば、九割は本当の所得が自分自身にもわかつていないということも言えるのです。まして徴税側のほうから見ればわからないのは当然であ

ります。そこでいわば査定をいたしまして、まあここに更正決定その他の混乱や論議があるわけでありませう。これは納税者側から言つてもおかしな話であります。自分も正しい帳面をつけて、これだけの所得があるというならば、徒らに更正決定で不当な課税を受けないで済むのじやないかということも半面言えるのであります。私はこの青色申告を皆採用したがるんない裏は、やはり青色申告をしては損だといふ感じがあるのではないか。なぜ損かという、正しい所得を出して正しい課税を受けるよりも、どうも所得がよくわからないというので、適当に所得を申告しておけば、却つてそれが政治的の折衝によつて何かそれが得たといふ感じが残されているのじやないか、こういうふうに感ずるのであります。ここで大蔵省におきましても先般税務行政懇談会を作りまして、非常に簡単な帳面でこの青色申告をさせるようにして、少くともこの一割を三割、五割まで持つて行こうという措置を考えられたようでありませうが、併し私にそういふ記帳だけの問題ではうまく行かないと思ふ。むしろ先ほど申しましたように、正しい申告をすることは当然であります。正しく正しい申告をした者に、正直者が馬鹿をみない、ように、或る程度まで青色申告者に対しては天引一割とか或いは一割五分というような工合に、方法はいろいろありませうが、何かの形において一つの記帳に対する報酬というやうな形でもよろしいから、恩典を与えてこそそこに一つの解決点があるのじやないか、このように一応考えておるわけでありませう。

それから有価証券の譲渡所得税の廃止は、これは初めから問題でありませう。シャープ勧告によれば、これは本当ならば非常に強化して、できるだけ正確にとるべきであつたでありませうが、現在日本の実情においてはこれはとれない、而も殆んどがいろいろの形において混乱を来たしておる際、こういうむしろ税制は、先ほど申し上げたように、実情に即さない、而も徴税能力は上らない、而も半面から言え、株式の流通を或る意味において円滑化を阻害しているというやうなことが、この際思ひ切つて撤廃されたほうが賢明であらうと思ふのであります。それから富裕税の廃止の問題であります。これも私は理論的には所得税の補完税として設置されたという意味から申しまして、考へ方として一応は納得できたのであります。併し日本にはまだ富裕と称せられるやうな階級といふものは余りないのではないか。従つて徴税いたしました結果も非常に低調であつたといふことも言えるのであります。見ますれば、この富裕税といふものは少くとも財産税であります。で私の考へでは、財産税といふのは或る一定の時期に、これを一回とるといふことならば考へられるのであります。併し毎年々々財産税を継続するといふことは、仮に不動産を持つていられるやうな者でありましたならば、その富裕税を支拂うのにどうするかという、家であるならば、家の一部を売らなければ富裕税が払えないというやうな、極端な例であります。そういうこと一応考えてよろしいのではないか。

つまり所得が伴わないという場合におきまして富裕税を払う、而もそれが株式等のようなものであれば、一部ずつ売つて納税して行くという手もありませうが、不動産或いはその他建物、特に不動産中の建物等のものでは、これはなかなか税を払う担税力が出て来ない。自然問題は一層困難になる。又骨董その他のやうな問題に對しまして課税価格を査定するといふことだけでも容易ならざる問題であります。特に一番不合理なのは、昨年度あたりでございまして、例へば非常に株価が高騰する。その十二月三十一日に非常に株価がその附近高かつたという場合においては富裕税として高い税をとられる。併しその後株価が非常に低落したという場合に富裕税は返して貰へない。そのときに売つてしまへばいいのであります。一応売らなければ高いところだけで税をとられるというやうなことも出て参ります。こういう問題は非常に論議が納税者側にもあるのじやないか。ただ仮に富裕税を行うとするならば、少くとも富裕税を行うすべての他の条件が合理的でなければならぬのであります。先ほどお話が出たやうに、無記名預金或いは投資信託といふやうな問題が今日如何に資本蓄積のために大きな役割をもつているかといふことは、投資信託のごときは非常に成功している。又無記名預金のごときも相当累増していると考えられる。これはやはり現在の資本蓄積の方法としては、一番蓄積を誘致しやすい方法であるのであります。併し仮に無記名のこいうやうなものを残しておいて富裕税を存置するといふことになれば、そこにおのずから富裕税という

ものに対して完全なる徴収ができないといふことを明らかに示唆するものである。そこに大きな矛盾がある。そういう矛盾を解決してこれをすつきりするならば、今の段階において私は税をいたしまして十九億ぐらゐしかとれないといふやうな、最高の徴税額でもその程度でありまして、而もそれをとるために調査いたします負担といふものは相当にあるやうに聞いております。こゝろはむしろすつきりして、そうして活かすべきほうを活かしたほうが賢明ではないか、このように考へているわけでありませう。それから法人税の問題につきましても、いつもながらいろいろ財界からは要望があるのであります。この要望の一番の眼目は、先般来三五%という法人税が四二%になつた。これは少くとも全体の国民所得が増大するか、或いは財政上の関係から所得税に次いでこれが減税が可能となつた場合においてはその税率は旧税率程度まで戻すべきではないかと考へられているのであります。併し一概にこの七%上げるときは上げて、下げるときに不可能であるならば、これを二段階くらいに漸次減して行くといふことも考へられるのであります。現在の法人税の負担軽減は、税率というよりも、むしろ資本蓄積を狙つて、これに該当するやうな目的のために法人が経理上の措置をした場合には税の軽減ができるやうになつていゝ。それが御承知の通りの貸倒れ準備金とか或いは価格変動準備金とか、特に問題になりました特別償却の範囲を拡大するといふやうなことが考へられる。これは結局税を下げるといふにしてはそれだけ財源がないし、併

し法人税を合理的に幾らかでも負担の軽減をさせるならば、資本の蓄積をやらせようという半面の狙いと併せて減税も幾らかでも考えているということに言えるのでありまして、従つて何か目的がなければ現在のところは減税をさせてもらえない。従つてそういう条件を持つた法人は幾らかでも税の軽減を受けるけれども、これらの措置が可能でないような企業については必ずしもこれは関係がない。従つてこういう恩恵が受けられないということになるのであります。従つてこういうような減税の総額が、少くとも税率を相当額引下げられる額に達したときにはむしろこの問題は税率を引下げることには置き換える。そして一般の法人が均等にその減税の恩恵に浴するということのほうが今後の狙いとしてはよろしいのではないかと存じます。従つて現在の過程においては一応条件付の措置を考え、その条件に当てはまつた者について税負担の軽減を図ろうというような趣意が見受けられるのであります。将来は少くともやはり税率の引下げ、こういう方向に向うべきではないかと思つております。

特に現在の財界が要望しておりますのは、資本の蓄積を何とかさせなければならぬということであらうと思つて、併しそれには今度の法人税の改正、並びに法人税ばかりではありませぬけれども、一つの措置といつたしまして第三次の再評価が認められることになつたのであります。これは財界で要望しておつたところでもあります。又これは明らかに資本蓄積並びに資本構成は正の大きな役割を持つものとして、我々としても期待をかけられ

るものだと思つて、併しながらこれについてはやはり相当のまの問題がある。以下私の私見を少し述べさせて頂きたいと思つて、

この再評価といふものは、第一次、第二次を実施いたしましたけれども、企業の実施いたしましたものは甚だ少い。これは私もから考えれば非常におかしいのでありまして、再評価をするといふことは帳簿価格を時価を基準として直しまして、それがために減価償却が余計でござります。従つて減価償却が増額いたしました部分、今までは名目利益が出ておりました、本当の利益でない利益がバランス・シート上出るわけでありまして、従つてそれに又税金がかかつて、勢い資本食いつぶしをされておるのであります。これを正しく直そうというのでありますから、企業の経営者としてこれをやらぬといふことはおかしいのであります。私個人といたしましては、これは企業にとつて誠に榮耀価値のある御馳走だと言ひ切つておられるのであります。その御馳走を第一次、第二次をやりましたけれども、僅か三万四千社しかやらないのであります。併し再評価申告を出された企業は十六万六千と聞いております。こんな都合でありますので、この問題は一体何故やらぬのかといふのは、再評価をするのは、収益力があつて、この再評価を実施することによつて減価償却が増して、その経費の増大にも堪え得る企業でなければこれはやれないのであります。やらないのではなくて、やれないのであります。従つてそういう企業が多ければどうしてもこの再評価といふものはなか／＼容易に実施は

できない、こういうふうな考へるのであります。従つて今度の第三次の再評価は仮に認められても、私は殆んどやらないのではないかと考へておられるのが考へられるのであります。財界から第三次再評価をやらせろと言つて、やる企業が余りないのじやないかといふことをおかしじやないかと仮に考へるならば、それは丁度第二次の再評価をいたしましたのは一昨年でございます。それから経済界は不景気で不況でございます。従つて収益力はどうかと言へば減退して見えておられます。第二次の再評価のときに見ました企業業が、今ここで再評価を許して下さいます。今ここで飛びついてやるという力が只今では増大しておらないのであります。若しもその後景気がよくなつていたら恐らくやるのであります。が、収益力はむしろ減退しておられますので、これは恐らく低調であらう。そこで私の特に主張いたしておりましたのは、この第三次の再評価は、いつでも企業が再評価できるときにさしてやらせるように機会を長く与えておいても構はないという主張でございます。従つて私どもは、財界といたしましては、最初は五年くらい期間を置いてくれ、それでいけなかつたら三年、少くとも期間を置いてもらいたい、こう申したのでござります。これは二年といふことでもござります。これは今年、来年のうちに私はそう経済界が好転するとは考へられないと思つて、恐らく第三次再評価は、これは折角よい御馳走を目の前に出されても、病人には手が出せないといふようなことで、健康回復の時期をもう少し将来に期待しなければならぬのではないかと考へる。従つて今回に二年といたしておきましても、その期間までに非常に低調であつた場合においては、更に期限の延長をあらかじめ考慮しておかなくてはならないかと思つて、その必要があるのではないかと思つておられます。そこでこういうふうな意味合から行けば、再評価を企業としてはできれば是非やるべきである。こういうふうには私考へておるだけに、再評価の強制という問題についても、その理論的立場から言へば賛成であります。それはシャープ博士も最初の勸告においては明らかに強制しておるのであります。併しその強制がなせられぬか。併しその強制がなせられぬか。併しその強制がなせられぬか。併しその強制がなせられぬか。

しなきやならない会社も多々ありますので、そういう税の担税力が出て来ない関係であります。従つて私は今の第三次の強制を実施するならば、少くとも再評価税は絶対に撤廃を必要と主張するものでござります。それから第二の段階と申しますのは、その再評価をいたしましたならば、それに基準した減価償却費をその経費に計上するということでありまして、これを強制するかどうか、これを強制いたしますならば、忽ちのうちに今までの黒字会社も或いは赤字になるかも知れない。又名目利益で殆んど賄つていたような企業は、名目利益だけが激減いたしますので、これは非常な利益の大きな減少となるのであります。勿論そのために配当ができなくなるかも知れません。これは正しい姿でありまして、その点は本来ならば当然だと言ひ切つてしまえば当然であります。それでは企業といふものの息の根をためてしまつて、今この敗戦後の日本の今日まで再建した企業の姿は、決して……形だけはどうにかやつておりましたが、なかなかそう一概に内容的に充実してありません。従つてどうにかここに表面づらな糊塗して今日に及んで来ておるのでありますけれども、若し一度ここでそういう強い措置を今講じますと、忽ちいば風呂敷をかぶせられた部分がはつきりして参りますが、理論的には正しい姿であります。経営上は忽ち金融に語り、或いは株価は暴落し、そして企業経営はそれがために、折角どうにか糊塗してやつたものが行詰つてしまつていふことは明らかである。

し法人税を合理的に幾らかでも負担の軽減をさせるならば、資本の蓄積をやらせようという半面の狙いと併せて減税も幾らかでも考えているということに言えるのでありまして、従つて何か目的がなければ現在のところは減税をさせてもらえない。従つてそういう条件を持つた法人は幾らかでも税の軽減を受けるけれども、これらの措置が可能でないような企業については必ずしもこれは関係がない。従つてこういう恩恵が受けられないということになるのであります。従つてこういうような減税の総額が、少くとも税率を相当額引下げられる額に達したときにはむしろこの問題は税率を引下げることには置き換える。そして一般の法人が均等にその減税の恩恵に浴するということのほうが今後の狙いとしてはよろしいのではないかと存じます。従つて現在の過程においては一応条件付の措置を考え、その条件に当てはまつた者について税負担の軽減を図ろうというような趣意が見受けられるのであります。将来は少くともやはり税率の引下げ、こういう方向に向うべきではないかと思つております。

特に現在の財界が要望しておりますのは、資本の蓄積を何とかさせなければならぬということであらうと思つて、併しそれには今度の法人税の改正、並びに法人税ばかりではありませぬけれども、一つの措置といつたしまして第三次の再評価が認められることになつたのであります。これは財界で要望しておつたところでもあります。又これは明らかに資本蓄積並びに資本構成は正の大きな役割を持つものとして、我々としても期待をかけられ

るものだと思つて、併しながらこれについてはやはり相当のまの問題がある。以下私の私見を少し述べさせて頂きたいと思つて、

この再評価といふものは、第一次、第二次を実施いたしましたけれども、企業の実施いたしましたものは甚だ少い。これは私もから考えれば非常におかしいのでありまして、再評価をするといふことは帳簿価格を時価を基準として直しまして、それがために減価償却が余計でござります。従つて減価償却が増額いたしました部分、今までは名目利益が出ておりました、本当の利益でない利益がバランス・シート上出るわけでありまして、従つてそれに又税金がかかつて、勢い資本食いつぶしをされておるのであります。これを正しく直そうというのでありますから、企業の経営者としてこれをやらぬといふことはおかしいのであります。私個人といたしましては、これは企業にとつて誠に榮耀価値のある御馳走だと言ひ切つておられるのであります。その御馳走を第一次、第二次をやりましたけれども、僅か三万四千社しかやらないのであります。併し再評価申告を出された企業は十六万六千と聞いております。こんな都合でありますので、この問題は一体何故やらぬのかといふのは、再評価をするのは、収益力があつて、この再評価を実施することによつて減価償却が増して、その経費の増大にも堪え得る企業でなければこれはやれないのであります。やらないのではなくて、やれないのであります。従つてそういう企業が多ければどうしてもこの再評価といふものはなか／＼容易に実施は

できない、こういうふうな考へるのであります。従つて今度の第三次の再評価は仮に認められても、私は殆んどやらないのではないかと考へておられるのが考へられるのであります。財界から第三次再評価をやらせろと言つて、やる企業が余りないのじやないかといふことをおかしじやないかと仮に考へるならば、それは丁度第二次の再評価をいたしましたのは一昨年でございます。それから経済界は不景気で不況でございます。従つて収益力はどうかと言へば減退して見えておられます。第二次の再評価のときに見ました企業業が、今ここで再評価を許して下さいます。今ここで飛びついてやるという力が只今では増大しておらないのであります。若しもその後景気がよくなつていたら恐らくやるのであります。が、収益力はむしろ減退しておられますので、これは恐らく低調であらう。そこで私の特に主張いたしておりましたのは、この第三次の再評価は、いつでも企業が再評価できるときにさしてやらせるように機会を長く与えておいても構はないという主張でございます。従つて私どもは、財界といたしましては、最初は五年くらい期間を置いてくれ、それでいけなかつたら三年、少くとも期間を置いてもらいたい、こう申したのでござります。これは二年といふことでもござります。これは今年、来年のうちに私はそう経済界が好転するとは考へられないと思つて、恐らく第三次再評価は、これは折角よい御馳走を目の前に出されても、病人には手が出せないといふようなことで、健康回復の時期をもう少し将来に期待しなければならぬのではないかと考へる。従つて今回に二年といたしておきましても、その期間までに非常に低調であつた場合においては、更に期限の延長をあらかじめ考慮しておかなくてはならないかと思つて、その必要があるのではないかと思つておられます。そこでこういうふうな意味合から行けば、再評価を企業としてはできれば是非やるべきである。こういうふうには私考へておるだけに、再評価の強制という問題についても、その理論的立場から言へば賛成であります。それはシャープ博士も最初の勸告においては明らかに強制しておるのであります。併しその強制がなせられぬか。併しその強制がなせられぬか。併しその強制がなせられぬか。併しその強制がなせられぬか。

しなきやならない会社も多々ありますので、そういう税の担税力が出て来ない関係であります。従つて私は今の第三次の強制を実施するならば、少くとも再評価税は絶対に撤廃を必要と主張するものでござります。それから第二の段階と申しますのは、その再評価をいたしましたならば、それに基準した減価償却費をその経費に計上するということでありまして、これを強制するかどうか、これを強制いたしますならば、忽ちのうちに今までの黒字会社も或いは赤字になるかも知れない。又名目利益で殆んど賄つていたような企業は、名目利益だけが激減いたしますので、これは非常な利益の大きな減少となるのであります。勿論そのために配当ができなくなるかも知れません。これは正しい姿でありまして、その点は本来ならば当然だと言ひ切つてしまえば当然であります。それでは企業といふものの息の根をためてしまつて、今この敗戦後の日本の今日まで再建した企業の姿は、決して……形だけはどうにかやつておりましたが、なかなかそう一概に内容的に充実してありません。従つてどうにかここに表面づらな糊塗して今日に及んで来ておるのでありますけれども、若し一度ここでそういう強い措置を今講じますと、忽ちいば風呂敷をかぶせられた部分がはつきりして参りますが、理論的には正しい姿であります。経営上は忽ち金融に語り、或いは株価は暴落し、そして企業経営はそれがために、折角どうにか糊塗してやつたものが行詰つてしまつていふことは明らかである。

従つてこういう措置については、やはり或る程度までは企業の本当の実力が養成されて、現実にもう少し暫く将来に待つことが当然だと思ふのであります。更に第三段階目の強制は、資本に繰り入れることではありません。これは資本に繰り込まなければ、資本はそれだけ適正になります。従つて現在言われている三割とか或いは二割とかでございませぬならばよろしいが、もつとひどくなりませぬと、四割も五割も配当できる、こういうようなことは、これは本当でないから、少くとも資本をそれだけ修正して、配当率を下げ、正常化して行くということが望ましいことは望ましいのであります。併しながらそういうことに簡単には考えられない問題があります。それは電力会社のバランス・シートをこの前見たのであります。某電力会社のときは、資本金は四十五億でございませぬ。併し再評価積立金は六百億以上持つて居る。そういう場合には現在一割五分の配当をして居るのに、若しもそれを一概に資本に繰り入れて、七百億近くの資本に急激にいたした場合には、果してそれがどういふことになるでございませぬか。勿論これはそれだけ電力料は安いのだ、従つてそれに伴う収益力がないのだという事は言えるだろうが、それだけ一概に電力料を増すことができません。かどうか、それらの問題は一つの示唆であります。従つてそれは電力会社ばかりでなく、あらゆる多くの企業がそういう皆悩みを持つて居るために再評価を躊躇して居るのであります。この問題は企業の本当の実力と相俟つていたすべきである。従つてそれができる会社は断じてやるべ

きであります。これは強制するといふ問題は非常に無理であります。私は強制する理論的な立場においては賛成であります。実際のこの現状から行けば、まだ強制するといふことは非常に困難であらうと思ふ。ただ仮に一段階の再評価だけするといふことを考えましても、再評価の撤廃といふことが伴わなければ、これはできない。この問題は今度の税制改革におきましては、再評価税を第一次、第二次同様にとるといふ以上はこの強制も困難であらうと思ふ。積極的にこの再評価税を撤廃してもらいたいといふようなことは、これは財界等がかねてから要望して居るところであります。が、なか／＼それが通らない。で私ども仮に一步を譲りました。今度の再評価、第三次の再評価は、少くとも前の最高限度額よりも、土地は別といったしまして、普通の償却資産は五割増すといふことになつて居ります。ですからこの五割増した部分は、全くこれは再評価税をとつておかないのであります。すなわち、この部分については再評価税を免除すべきではないか、このように主張して居るのであります。これもこの改革においては問題になつておらないのであります。この点は更に機会があれば検討をし得る余地があるのではないかと思ふわけでありませぬ。

まあ、このようにいたしまして、第三次再評価についてはできるだけ期間を長く与えて、そうしてできる企業には十分再評価をなし得る機会を与えるといふ狙いでなければならぬ。従つて税を廃止するならば一応再評価はやややすく、そして少くとも再評

価をするといふところまで行かして、更に機会があれば減価償却の強制資本組入れも将来においてこれは又可能性も出て来るのではないかと思ふわけでございます。

それからなお一般のこの資本構成は正の面においては、今のような再評価を続けていたす場合は、増資を以てこの資本構成をしようといふことも当然考えてよろしいのであります。が、なぜ増資が思うようにやれないか、そして借入金に依然頼つて居るか、という、やはり増資をいたさず、場合には、配当を伴わせなせやならぬ。配当を支払ふのも、一割の配当金額を考えますならば、それは二割に当る利益を割かなければ、税込で考えなければなりません。これはたつた一割の配当を考慮しても、利益から減らす分は二割でございませぬ。そして一割強を税金に払ひまして、残りの一割で配当を考えると、こういうことになつて居ります。従つて仮にこれを一割で借入金をして居る場合には、その利息は経費に入つて一割であります。で、この比較を考えますと、相当に収益力がなければいけません。増資を躊躇するといふことになる、ましてやそれが一割どころでないものであります。二割或いはそれ以上の配当を考へて居る企業におきましては、一層の負担が出来ますので、そこで経済同友会あたりで先般一定率、言い換えれば一割程度の配当をする部分について免税にしてみたい、こういうようなことを申したのも、その理由があるものであります。これは配当の現在二割五分控除といふものと絡み合つて参りますので、その点はよほど検討を要するだらうと

考へて居ります。更にできるならば会社が社内保留をいたした利益金については幾分なりとも法人税の軽減を考へてもらいたいといふような考へ方もあります。

又今日風水害といふようなことになりませぬ、いつも治山治水といふ問題からいたしまして造林といふ問題が強く叫ばれて居る、こういう意味におきまして特殊関係のことではあります。が、造林積立金制度といふようなものも関係方面において強く要望して居るようでありませぬ、こういう点は日本の森林政策の将来を考えましては御考慮頂く余地があれば幸だと思ふのであります。

なお先ほど出ました、預金利子に対する課税は今後利子引下げの問題と絡み合せて考へて居ります。従つて今頃は五〇％から四〇％に低減いたしましたのであります。更にこの問題は相當論議がここに集中され、将来の問題として指摘されてよろしいと思ふのであります。

以上丁度時間が参りましたので、この辺にとどめて公述を終わります。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願ひませぬ。

○小林政夫君 只今の御公述の法人税に關する部分は、方向としては私も全く同感なんです、一般的税率引下げの時期の問題、金子さんは、将来今の特別軽減措置による軽減が相當の程度に達した場合には四二％の一般税率を下げるべきである、こういうことではあります。その時期は私はもうすでに來て居るんじゃないか。最近主税局に対して資料を要求いたして居ります

が、まだ出ないのでございませぬ、私の計算するところによると、的確な数字は言えませんが、併し先国会においでたした資料等から類推すると、退職給付積立金、貸倒れ準備金、価格変動準備金、特別償却による減収された結果の法人税収といふものは三五％になつて居ります。四二％に無理をして引上げたけれども、その結果同時に併用されたそういう特別軽減措置によつて実質的に国家の法人税収は三五％に減つて居るわけでありませぬ。そうなつて來るといふ今の段階において一応三五％に直して出直すか、或いはお説のように再評価を強制的にやらす、勿論再評価税をやらすにやつて、自己資本の水準を整へ、超過利得税のような運轉的な法人税を設ける、最低税率を下げて果進課税にする、それと特別軽減措置を併用する、こういう二つの方法を考へるのですけれども、後者のほうは相當税法が複雑になると思ふ。一応今の段階においては振出しに戻つて、少くとも三五％という税率でスタートをすべきだと、こう思ふのでありますが、如何ですか。

○公述人(金子佐一郎君) 只今お話がございました点は、私といたしまして本當にその通りだと思ひます。ただ現在所得税並びにその他の租税との絡み合せで、法人税だけを直ちに税率を下げる影響等もあるもので、躊躇されて居るかも知れませぬが、今資本蓄積といふ条件付で、先ほど申し上げましたようないろ／＼な策が考へられて居ります。併し少くとも三五％に下げても、それはこの減税がそれに當るのだといふことが今御指摘がありました。私はそうならばむしろこの際法人税は一

應三五%に引下げるべきじやないか、その上で更に将来ともまだ高いのでありますから、減税の機会があればそのように是非とも再び条件付の減税を許して行くという段階に一つ下げてよろしいのじやないか、このように考えております。ただ私はこの税制の問題を論ずるときに、法人税だけそういうようなことではないかと、ほかの問題が如何にもアンバランスのように考えられるということがあるならば、一つの方法論であります。実質的には私はそういう三五%に下げられるだけの財源があれば三五%に下げればじやないか、というのはいや法人にはいろいろ条件がありますので、できるならば全般にそれを下げたことによつて税負担を軽くすることが更に有利じやないか。特別なそういう条件のよい、当てはまるようなところだけが税負担の軽減をされるということになるよりは更に一層有効の結果が現われる、こう信ずるからであります。

○小林政夫君 ちよつと関連して聞くのですけれども、前の木村先生のお答えに對して質問してもいいですか。先ほど今この点に触れましたが、木村先生のお説は、どうも恐らく少額所得法人のことを頭に置いての御発言であつたと思ひますが、法人になつて相当脱税的なことをやつて、従つて中小法人においてはかなり実質的な所得に對する税負担よりも軽くなつておる、そういうことができやすいから法人において減少した、こういうふうにとれたのであります。間違つてあなたのおつしやつたことを了解したかも知れませんが、そつだと思ひます。それは私はやはり今の大法人は特別軽減措置を受け

られる、中小法人は受けられない、四二%という税率をまる／＼課けられる、その税率が非常に高いからとにかくそういうことも起るのであつて、これは事実上質の悪い中小法人であるとか、そういう脱税をやつていいことにしておる……こういうことで法人税の軽減をする必要はない、こういうことはちよつとまあ學者の先生あたりが考へて頂けるほうがいいのじやないか。そうして今の、よくその場合に個人と比較されて、法人のほうが、むしろ法人の減少が多いという説をなされるのでありますけれども、私は具体的に計算して、先ほどお話のように、国税の面においては断然法人のほうが重い、即ち個人よりも税が多い、地方税があるから所得階層によつて……それとも地方税を合せても所得階層によつては法人のほうが重い階層があるのではありません。併しこれは個人と法人を如何に比較するかということなんですけれども、結局その比較の對象としては、本来余り的確に比較するということが不適當なものを比較するわけですから、法人の場合において、法人の所得が全部一人の株主に帰属するといふような仮定の下に比較せざるを得ない。そうやつた結果は明らかにそうなつておる。ですからその点は余り制度外の裏の要件を加味して、或いは特別な控除をするとか何とかがいふときには、今度から勤勞控除といふのは給手所得控除というように名前を変えたのですが、その給手所得控除等の場合においては、そういう徴税上の不公正は考へる必要があるけれども、税率の面においては、その点はずつと別の

観点で行くべきじやないかと思つてわけですが、如何ですか。
○公述人(木村元一君) 御尤もだと思ひます。先ずどちらを減税すべきかという……、いわゆる抜け道があるから前の高いのいいという意味ではないのでございませう。給手所得とのバランスから考へると、もつと給手所得は減つてもいいじやないかというだけのことで、財政規模をもつと減らして法人税を下げるということは私も賛成でございませう。

○土田國太郎君 金子さんにちよつとお伺ひいたしますが、法人税で、何と言ひますか、都民税ですか、あれは利益金から出してありますね。あれは所得割と均等割とあります。あれは利益金処分でなく、利益金からでなく、つまり事業経費として出すことについて、私は均等割はこれは止むを得ないから利益金から出してよろしいが、所得割は、あれは事業のための経費として支出するほうが理論的ではないかといふような考へを持つておるのですが、お考へは如何ですか。

○公述人(金子佐一郎君) これは、今の御質問の要点は地方税の問題でございませうが、根本は法人税を経費と見るか、経費と見ないかという問題と相絡んでおるように思ひます。これは多分昭和十五年頃だと思ひますが、法人税は一応経費に見ておられましたのを、今度あれは全部経費を否認いたしました。各会社とも現在納税の引当金を利益処分の中であつておるのはそのためだと思ひます。従つて、法人税であるとか、或いはそれに伴うものもこれを経費に見ないといふことになるわけでありませうか、併し、この問題は

飽くまでも私はこういうものは最初一回限りの問題で、あとは税務の是否認でつと統いておるわけでありませう。従つて、これはとき／＼問題になるのであります。法人税は少くとも経費に見てくれ、そうして経費に見て、それを引いたものとして考へなければならんじやないか、それで今事業税は現在の経費に見ておる管でございませう。ですから、事業税は経費に見ておりましたから、各会社とも翌期に払うものでありますから、その期の決算には一応引当金でつと置いて、翌期で課税を受けおるといふ実情は、これは税法上止むを得ないと思ひます。併し、法人税についても経費に見べきであるという議論は一部にはあるようでありませうが、これは昔に遡るといふことになるのではないかと思ひます。そうすれば、明かに一応その絶対額の負担といふものは幾分なりとも軽減されるということとはたしかでございませうので、そういう要望はあることはあるのであります。

○土田國太郎君 それから貸倒準備金でございませう。今百分の三だと思ひますが、今百分の五になるのですか、あれは損がなかつた場合には取りくずすといふようなことになつておるのではないかと。それに対して、私は損金は毎年平均に損金が出るべきものではな、不時の災難といふものもありませうし、又百分の三くらいのものでカバーできるのはあえて恐れませんが、大きな損害が往々にありがちなんでありますから、そういうときに救済するためにはあれは取りくずさないほうがいいのではないかと。併し、この問題は如何ですか。

○公述人(金子佐一郎君) おつしやる通りであります。ただ、税法で私どもが考へておきますのは、貸倒準備金をいたしておきまして、それで期末までに事実の貸倒れが起つた場合には、勿論それから引当てるのであります。併し損がなかつた場合には改めて前のものを一応御破算にいたしまして、その期末の条件によつて又それを算出いたしました。その引当金をとる、こういうので、実質的には差額、差額が今までは増すか減るかという、差額だけが問題になつておるのであります。形式的には一応前の御破算にして、新しい計算規定によつて出しましたものを積み立て行く、こういうことではありますので、まあその間損がございませぬ場合は御破算の形になります。が、直ちに新しい条件で算出されたものがとつて代るのでありますので、結局はそれが継続して行く。ただ売上代金の掛売り、売掛金勘定、売掛金勘定なりその他の債権が減つたならば、そのときに計算したものが減る、これは基準がそつとつておりますのでやむを得ない。ただ累積しないといふ形になつております。

○土田國太郎君 今累積しますか、累積しない、累積しない関係上、莫大の損があつた場合に、極く小範圍しか処分できないといふ、会社に対して不利益な場合が往々にしてできるじやないかといふような必要から御意見を伺つておるのではありませんが、価格変動資金も大体そんなふうな傾向になつておるじやないですか。

○公述人(金子佐一郎君) 価格変動準備金は、御承知の通り時価の九〇%を

基準に置きまして、それより手持の材料勘定なりが高い部分については、それまで一応引下げをいたしまして、その差額を積立てる、こういうことができまして、今度はそれが九〇%ということですが、今までは、九〇%まで参りませんで、二分五厘ずつ区切つてやつておりまして、今度からは時価より一割までは格安に計算し得るという形になりますので、この問題は、そのまま各期末期末に計算して、それだけのものを措置して行けばいい、こういうふうに思っています。併し、それはやはり毎期々々累積するとは考えられない。

○土田圃太郎君 累積はできないわけですね。

○公述人(金子佐一郎君) はあ。

○土田圃太郎君 先ほどあなたのお話の社内保留の分に対しては何ぼか法人税が軽減された方がいいじゃないかというところは私は同感に考えますが、今御承知の四二、これを昔の全部三五まで行けば、それは結構な話だが、それはなかなか財政上許されないということでありまして、保留金だけでも三五から三五に低率にするというようなことは、これは理論的にどうお考えになりますか。実際的にどう会社経営の面から言つて。

○公述人(金子佐一郎君) 会社といたしますれば、利益が出れば、社外に出ますのは、配当金なり、役員賞与、ぐらいなものでありまして、あとは一応法定準備金、或いは別途準備金というやうな形で社内保留されておるわけでありまして、そうして若しも法人税が高いから何かこれを引下げようという条件を考へるならば、そういうように、でき

るだけ資本蓄積を助成しようという一般の考え方ならば、その社内保留をできるだけさせる。こういう意味からいっても、このような条件のついた積立金に對しては幾分なりとも税の軽減を考へることが、今のやうな資本蓄積を對策とした税制改革ならば考へられるのではないかと。まあそれが先ほどお話し出ましたやうに、一般に三割五分に引下げるといふことになれば、或いはその問題のほうがつつきりしておるかも知れませんが、それができにくいならば、そういう条件は今の税制改革の基本方針に合うと思つて、そこで、その点を考慮されたら会社も大変負担が軽減されるし、又税法改革の面から言つても一応理屈が立つ、実質的に減税の問題をここで取上げられるのじやないか、こう考へたものでありますから要望したわけなんです。

○土田圃太郎君 私の質問はこれだけですが、再評価の問題ですね、再評価の問題は誠に結構な御意見だと拝聴したのですが、この問題に關連して、地方税である固定資産税というものも御承知の通りである。あの固定資産税の課税方法は、再評価額と市町村で査定します固定資産の評価額と比較して、いずれか高いほうのものに固定資産税として課税する、こういうことになつておりますので、大会社は別として、中くらい以下の会社は固定資産税が高いので、非常に再評価というものを躊躇している会社がたくさんありますし、又我々が考へても、いずれか高いほうに固定資産税を課税するといふのは、固定資産税を再評価へ絡ませるといふことは、私どもは余りすつきりしない話じやないか、こんなふう

素人考へに考へるのですが、あなたのお考へは如何ですか。
○公述人(金子佐一郎君) その御意見は誠に御尤もだと思います。というのは、この固定資産税というものが再評価の評価額とどうも絡み合つて、そういう印象が一般の納税者に強いものですから、再評価なんぞうっかりやれば固定資産税で非常に高くとられる、こういうやうなことで、再評価をそういう面からだけでも躊躇させたことは明らかでございます。併し、今回のごとく更に五割を増して再評価をさせようという場合に、この再評価をした会社は又五割だけ基準が上がりますので、そうしたら、又固定資産税が増すじやないか、そうすれば再評価をしないで置けばそれだけ固定資産税が御利益がある、而も再評価をすれば、今申上げたやうに却つて経営者の榮な立場から言へばしないではないか、榮かも知れません。むしろ各名目利益だけでも余計出るので、つかいやりたがらないといふことになるかも知れません。そこで、私は飽くまでもこれは地方税のところを主張すべきではありません。そこで、私は飽くまでもこれは再評価額と、固定資産税の課税対象は再評価額というものが一応基準になりませんが、再評価をやらなくても、やはり適正なる時価を求めてこれに課税すべきだ、つまり再評価と無関係な基準を独自に持つべきだ、再評価をしないかといつて、時価が百万円するものが仮に二百万に記帳されていたら、固定資産税を二百万に課税するといふことはあり得ない、従つてその点は再評価をしたから固定資産税を損するといふ印象を取除くやうなはつきりした基準を設けるべきである、こう私は考へてお

ります。
○土田圃太郎君 それをやはり別にしたほうがよろしいというのですね。絡ませないでですね。
○公述人(金子佐一郎君) 絡ませないでいい。

○前田久吉君 ちよつと金子さんに伺いたいのですが、さつきの一割以下の配当に對しては税金はとらないほうがいいだろうというお話、二五%と絡み合つてそれをもう少しちよつとお伺いしたい。

○公述人(金子佐一郎君) 実はこの二五%を配当から控除するという税法は、これはシャウブ勧告の考え方でありまして、法人と個人とは全く一体であります。即ち、法人と個人、言い換えてみれば、株主と一体であるから、法人でかけた税金は株主に配当として渡されたならば、これにいきなり課税することは二重課税になります。従つて、法人でつた税金だけは二割五分控除という形で戻そう。そしてその個人の所得が累進課税を受けるならば、それはその人の立場において課税されるのはこれは別でありますけれども、配当としては一応会社で税をかけたものを又いきなり個人に全部かけることは二重課税になる、こういうことで二割五分控除というものを一応考へておるわけでございます。従つて、若し配当を一律基準として、その部分に對しては課税をしないならば、会社で課税をとらないのだから、その部分に課税された場合に又二割五分を控除するといふ理由がなくなるといふことにならぬ、そこで問題は、若しも一般に片方だけを要望する場合に、反対の点で不

利益があるかどうか、そこを検討すべきである、こう申上げたのです。例えば、会社側から言へば配当を一割するのだから、その配当をする金額については税をかけないでくれ、よろしい、株注のほうはその配当金をもらいますと、今までは二割五分を引いてもらつたのが、今度はそれが会社で免除したのだから、その配当は二割五分引かない、こう仮に言われた場合、株主の立場から言つたら理屈は通つておりますが、そのほうが喜ぶのか、或いはそれが株式の投資ということにどれだけ影響するかというところは相当研究してみなければならぬのじやないか。これは欲を言へば、二割五分は依然控除する、会社の方のそういう減税措置はそういう理論を離れた、別個の増資を奨励する意味の借入金金の利子代の考え方だけでそれを非課税にするのだ、こういうことになりまして、これは問題は別だと思つて。若しも先ほどの理論を一貫いたしますと、会社で税をとらなければ二割五分控除する理由がなくなるといふ点が、大蔵当局あたりは相当考へておられますので、一応そういう問題論を論ずるときには考へてみなければいけないのじやないか、こう申上げたのです。

○前田久吉君 その点はやはり何ですか。一割といへば現に利子でも一割なんですから、一割以下の配当は課税しない。株主から税をとるといふことなら、ばしつくりしますね。会社の内容もしつかりするし、延いては会社が一割くらいしか配当できない小会社も相当将来やつて行けるということになつて行くから、そのほうがしつくりしますね。

○公述人(金子佐一郎君) さようでございます。その場合は、増資を考へるのでさういふことになるので、増資によつて株主も利益を得られます。配当の額は一割であつても、実質配当は殖えるということも考へられますので、これは脱み合はして研究すべき問題だらうと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に日本財務職員労働組合連合会中央執行委員長長能谷豊四郎君にお願ひいたします。
○公述人(熊谷豊四郎君) 私は、今度の税法改正について幾つかの税法改正案が出ておりますが、この改正案の要綱に述べられておりますように、今度の税法改正は所得税の軽減、従来臨時特別によつて実施されて来た所得税の軽減措置の平常化、更には相続税の負担軽減等を行うことによつて、これによつて国民負担を一層軽減合理化する、或いは租税負担を調整し、課税の簡素化をし、更には資本の蓄積等に資するのだ、このように謳つてゐるわけでございますが、果してこのような目的を達成するために今度の改正案の内容は適切であつたかどうか、こゝういふたような観点から一つ所見を述べさせていただきます。

先ず第一番目に、所得税についてでございますが、従来の所得税はすでに御承知のように高い、こゝういふ一語に尽きようかと思ひます。即ち国民大衆としては最低生活費に食ひ込むような重税に対する怨嗟の声が巷に満ちております。更には中小小商工業者においては正直に納税すれば企業が立行かないという非難が多いわけでございます。

第六部 大蔵委員会会議録第十七号
昭和二十八年七月十日 【参議院】

そして一方我々務官吏の場合に申しますと、みずからこの高い税を負担しつゝ、更に業務執行の面においては世人から白眼視せられるというジレンマに立至つてゐるわけでございます。政府は税法改正のたびに資本の蓄積という口を以ていたします。併しながらこれと反対に民生安定のためにと言つていよいよ思ひます。即ち国民負担の軽減という程度には言つても、国民生活安定のためには言つても、我々としての不満があるわけであり。而も我々積が必要ではない、こゝういふものではなからぬが、併しながらその資本の蓄積が国民大衆の犠牲によつてなされるのでは困る。政府はもつと国民生活の安定及び国民生活水準の向上に目を向けて努力をしてもらいたい。こゝういふふうで考へるわけでございます。

こゝういふたような観点から今度の税制改正、今次のいわゆる所得税の軽減を見ても、更にその改正点を中心に意見を申し上げます。先ず第一番目に基礎控除が六万円ではまだ低いのではないか、こゝう言わざるを得ないわけでございます。それではどういふ観点からかと申しますと、要するにこの所得税のかかあるべしという姿については、いろ／＼な考へ方もあるわけでございます。いましめようけれども、我々がこれについて考へる点は、要するに基礎控除の問題については少くとも独身生活者の最低生活費が保障せられ、免脱せられる点までこれを引上げてもらいたい。言ふならば、現在問題になつております最低賃金法案において、労働組

合の個々のいろ／＼な主張はともかくとして、最低賃金法案という形で国会に或る政界から提出せられようとしておりますが、こゝういつた程度の額、即ち月八千円程度の額については基礎控除の基準として然るべきではないか、こゝういつたような考へ方を持つてゐるわけでございます。

次に扶養控除の問題でございますが、この扶養控除については、今度の改正点は最初の扶養親族一人について三万五千円にするんだ、従来の二万円から三万五千円に引上げるのだ、こゝういふ点の改正でございますが、この問題については所得税法の十一條の二の第二項にも、これと若干関連いたしますが、事業申告を提出する納税義務者はその事業に専ら従事する親族に支払つた給与で……これは法文通り讀むよりむしろ別に言葉を変換して申しますと、要するに青色申告すればその事業に従事する親族に対しての必要経費を認めてやる、こゝういふ考へ方が述べられておりました、そのうち扶養親族の中には配偶者を除く、こゝういふ書いてあります。この点についてでございますが、我々としてはこの括弧書きを除いてもらいたい、配偶者についてはその労働の対価を認めてよいのではないか、こゝう言ひたいわけでございます。殊に農民の場合において然りでございます。更には中小企業の場合においても然りでございます。更には給与所得者の場合においても、夫の労働力再生産に従事する労働者としての立場を考へてよいのではないか、こゝういつたような観点に立つてこの配偶者を除くという第十一條の第二項を削つてもらいたい。こゝまで行かないにして

も、即ち現在の括弧書きを生かしておいた場合においてもこの考へ方を相当程度受入れてもらつて、要するに受入れてもらつたらば、今度の三万五千円という金額は低きに失するのではないか、こゝういつたような最初の扶養家族、これは大体において妻でございますが、妻の場合の労働の対価を考慮に入れるならば、今度の三万五千円は若干引上げたといへどもまだ低きに失するのではないか、こゝういふ考へるわけでございます。

次に税率の問題については、現行八万円以下となつてゐるのに対して二万円以下という基準を設け、更には現在二万円以下ということでは最高になつてゐる点については、上に二段階を設けて超過累進をやつたということについて、その方向としては我々としては是認できるものがあるわけでございます。

所得税についていろ／＼と、三点申上げたわけでございますが、要するに我々労働組合の者に言わせれば、恐らくお聞きになつてゐる各位におかれましては、常に減税々々、何でもいふから減税さえずればいふんだ、こゝういふような主張のみするといふふうにおとりになるかも知れないが、この問題について言ひ得ることは、要するに減税に伴つての歳入の減をどういふふうにしてカバーしたらいいのか、こゝういつたような問題も考慮せざるを得ないわけでございます。従つてこれについては、この減収をカバーするために、現在の税率を引下げることによつて、要するに現在では重税であるために所得があつてもそれを隠しておりますが、こゝういつたような状態をなくして、みずから

進んで正常な実態に即した申告をする、ということによつて歳入の減が相当程度にカバーできるのではないか、こゝういふふうで考へてゐるわけでございます。

以上大体所得税の問題について申上げたわけでございますが、次の相続税の軽減についてでございますが、これに對する我々としての先ず基本的な考へ方といたしましては、一部の金権階級の温存をするということには我々労働者のとらざるべきでございませぬ。今度の相続税の軽減という方向はこの我々の意圖と逆行する形でありまして、我々としては賛意を表しかねるものがあるわけでございます。こゝういつたからといつて、我々は直ちに私有財産制度といふものを根柢から否定しよう、こゝういつたことではないのでございませぬ。申流階級の育成擁護については考慮すべきであらう、こゝう考へませぬ。この意味合いにおいて、今度の改正案の中で基礎控除額を三十万円から五十万円と引上げたことについては、一応その方向としては是認できるものがある、こゝういふ考へませぬ。なお、相続と贈与の包括課税から個別課税をやつたことについては、その方向としては一応認めておいてもよいかと思ひます。

大体以上のように、今度の税制改正は所得税、相続税の軽減を中心として、これから要するに租税の負担の軽減、調整、或いは課税の簡素化或いは資本の蓄積を実現したい、こゝういふ言つてゐるわけでございますが、こゝういつた今言つた所得税、相続税の問題を中心とする税制改正によつて、果して政府が所期しておる目的を達し得る

大蔵委員会会議録第十七号
昭和二十八年七月十日 【参議院】

一

